

いじめ防止等のための基本的な方針



令和3年4月

浜松市立新津小学校

浜松市立新津小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対応
 - (4) 家庭・地域との連携
 - (5) 関係機関等との連携

第2 いじめ防止等のための対策

- 1 基本方針の策定
- 2 組織の設置
- 3 具体的な取り組み

第3 重大ないじめ問題への対処

- 1 重大事態の意味
- 2 初期対応
- 3 事実関係を明確にする
- 4 調査結果の提供及び報告
- 5 相談体制の整備
- 6 報道への対応

<いじめ防止等のための年間計画>

浜松市立新津小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

児童の健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ児童が将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめや暴力等により、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

浜松市立新津小学校では、「夢に向かってたくましく伸びる新津の子」を学校教育目標とし、「夢いっぱい、友達いっぱい、力いっぱい、元気いっぱい」の児童を育成すべく、様々な取り組みを進めてきています。中でも、いじめを許さない学校づくりは、**児童一人一人の人格を尊重し、健やかな成長のための最重要課題の一つとなっています。**

本校では、いじめをなくすための心の拠り所として「新津プライド」をもって生活することを指導の核としています。これは、児童が学校・学級をよりよい場所にするための活動に参画し、本校の一員としての誇りをもってほしいとの願いが込められた言葉です。

いじめはどの学校においても起こりうること、状況においては、命にも関わる重大な事態を引き起こすということを常に忘れないようにしたいと思います。

この「いじめ防止等のための基本的な方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条」の規定に基づき、作成したものです。児童の尊厳を保持する目的の下、家庭・学校・地域・浜松市、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むために、本校としての、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策に関する基本的な方針を定めたものです。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、本校において一層質の高い教育活動を展開することを目指します。そして、児童と保護者、教職員や地域の方々の心が耕され、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える空気が醸成されることを期待しています。

第1 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 第2条）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団からの無視
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを、されたりさせられたりする
- ・パソコンやスマートフォン、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

個々の行為がいじめに当たるか否かは、被害者「いじめを受けた児童」の立場に立って判断します。また、いじめに該当するかどうか判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて客観的に確認します。

2 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どこでも起こりうることです。とりわけ、嫌がらせや意地悪などの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することがあります。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることがあります。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかつたり閉鎖的になったりすることも問題を生むものになります。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする児童の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も見逃せません。

これらのすべてに注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにしていきたいものです。

3 基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童は、家庭や学校など、様々な集団の中で人との共感的な関わりを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、一人一人がかけがえのない存在であるという自尊感情を育み、あわせて規範意識や人権感覚を高め、健やかでたくましい心を養うことが、いじめのない社会づくりにつながります。

児童たちの健やかでたくましい心を養うため、学校・家庭・地域は、次のことに取り組みます。

<学校>

児童と教職員との信頼関係を大切にし、児童同士の温かく優しい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団作りに努める。

<家庭>

児童との触れ合いや対話を大切にする。児童のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ」と、児童が安心感や信頼感で満たされるよう努める。

<地域>

児童の規範意識や人権意識を高める場として、地域住民が連携して、児童を温かく、時には厳しく見守る。

(2) いじめの早期発見

いじめのサインはいじめを受けている児童からも、いじめを行っている児童からも出ていることが多いものです。深刻な事態を招かないよう、児童たちのわずかな変化を見逃さずにいじめを認知するため、学校・家庭・地域は次のことに取り組みます。

<学校>

いじめを訴えやすい関係づくりに努め、児童や保護者、地域からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認する。また、アンケート調査を定期的実施するなど、積極的ないじめの認知に努める。

<家庭>

日頃の対話や言動から、児童のちょっとした様子の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

<地域>

地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめていた状況を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する。

(3) いじめへの対応

いじめを認知した場合には、学校・家庭・地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた児童への支援、いじめた児童や周囲の児童への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立て、「何よりも児童の健やかな成長」を願って支援・指導します。

(4) 家庭・地域との連携

いじめ防止対策推進法第9条第一項に

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」

と定められました。今まで以上に保護者の皆様の力が必要であり、学校教育には、家庭や地域との連携が欠かせません。

社会総掛かりで児童を見守り、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校・家庭・地域が組織的に協働する体制を構築していきたいものです。

(5) 関係諸機関等との連携

いじめの問題への対応においては、学校・家庭・地域の協力に加え、関係諸機関とも適切に連携します。

- ・日頃から、児童相談所や警察などの関係機関と連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- ・必要に応じて医療機関等の専門機関と連携して教育相談等を行います。
- ・学校以外の相談窓口として、教育相談支援センター、ハロー電話「ともしび」、いじめの児童ホットライン、児童・家庭110番などの存在を児童や保護者に周知します。

第2 いじめ防止等のための対策

1 基本方針の策定

本校は、いじめ防止対策推進法および国・浜松市のいじめ防止基本方針に基づき、当基本方針を定めました。

当基本方針は、PTA総会や本校のホームページ等で公表するとともに、教職員の意識や取り組みを学校評価等で定期的に点検し、必要に応じて見直します。

2 組織の設置

本校は、いじめの未然防止のための「いじめ防止対策委員会」およびいじめへの早期対応のための「緊急いじめ対策会議」を設置します。

いじめ防止対策委員会

- | | |
|------------------------|--|
| I 職員（月1回） | 校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、保健主事、 |
| II 家庭・地域・専門家連携（学期1回程度） | 校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、発達支援コーディネーター、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー |

緊急いじめ対策会議

- | | |
|---------|--|
| | 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、いじめ対策コーディネーター、該当児童担任および学年主任 |
| ※必要に応じて | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、南区役所相談員、児童相談所所員、警察官等を含む |

3 具体的な取り組み（巻末資料参照）

（1）いじめの未然防止

- ・小中一貫教育において、心の教育および道徳教育の充実に取り組み、児童同士の温かい人間関係を育むよう努めます。
- ・学級活動や道徳、児童会活動など、児童が主体的にいじめについて考え、活動する機会を設けます。
- ・教職員に対し、人間関係づくりや人権意識を高める研修を計画的に行います。

（2）いじめの早期発見

- ・定期的なアンケートのほか、日記や普段からの会話を通して児童とのコミュニケーションを図るとともに、家庭や地域と連携し、児童についての情報共有に努めます。
- ・定期的な三者面談のほか、児童教育相談週間、教育相談日を設け、児童、保護者との相談体制を整備します。

（3）いじめへの対応

- ・いじめの相談を受けたり、児童がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に教育相談や事実確認を行います。いじめの相談では、いじめを受けた児童やいじめについて報告した子の立場を守ります。
- ・いじめが確認された場合は、いじめを受けた子には安心できる場を確保し、いじめを行った児童にはいじめをやめさせ、規範意識や道徳心を培うために訓戒や説諭を加えます。
- ・犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処しま

す。

- ・保護者への助言や支援を行い、継続的に話し合っ て見届けをし、再発を防止します。

第3 重大ないじめ問題への対処

1 重大事態の意味

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・いじめが原因で児童が長期にわたり学校を欠席している疑いがある。
- ・児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがある。

2 初期対応

- ・事案が発生した場合には、状況を把握した上で直ちに教育委員会に報告します。

3 事実関係を明確にする

- ・重大事態に至る要因となっ たいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰が関わり、どのような表れであったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

- ・調査によって明らかになっ た事実関係について、いじめに関わっ た児童やその保護者に対して説明します。これらの情報提供に当たっては、児童のプライバシーや関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。
- ・調査結果について、教育委員会に報告します。

5 相談体制の整備

- ・いじめに直接関わっ た児童だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつ た児童やその保護者並びに教職員が、心身の苦痛を感じてしまうことがあるため、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。

6 報道への対応

- ・情報発信、報道対応については、個人情報保護に配慮の上、正確さ、一貫性を期するため、窓口を管理職に一本化します。

いじめ防止等のための年間計画

	絆づくり	児童会活動	アンケートなど	職員の取り組み
4月	ソーシャルスキル トレーニング	1年生を迎える会(めあて集会) 小中挨拶運動		ソーシャルスキルトレーニングオリエンテーション いじめ防止対策委員会 家庭訪問 いじめ防止対策研修
5月	ソーシャルスキル トレーニング たてわり活動	小中挨拶運動	児童教育相談週間 友達いっぱいアンケート①	いじめ防止対策委員会 教育相談日
6月	ソーシャルスキル トレーニング たてわり活動 命の日講話	小中挨拶運動		いじめ防止対策委員会 (家庭・地域・専門家連携) 教育相談日 いじめ防止対策研修
7月	ソーシャルスキル トレーニング	小中挨拶運動	友達いっぱいアンケート② 児童教育相談週間	三者面談
8月			児童教育相談週間	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策研修
9月	ソーシャルスキル トレーニング たてわり活動	小中挨拶運動 代表委員会(ふり返り)	友達いっぱいアンケート③ 児童教育相談週間	いじめ防止対策委員会 教育相談日
10月	ソーシャルスキル トレーニング たてわり活動	小中挨拶運動	児童教育相談週間	教育相談日 いじめ防止対策研修
11月	ソーシャルスキル トレーニング	小中挨拶運動	児童教育相談週間	いじめ防止対策委員会 教育相談日
12月	ソーシャルスキル トレーニング	小中挨拶運動	友達いっぱいアンケート④	三者面談
1月	ソーシャルスキル トレーニング たてわり活動	小中挨拶運動	児童教育相談週間	いじめ防止対策委員会 教育相談日 いじめ防止対策研修
2月	ソーシャルスキル トレーニング	小中挨拶運動 まとめ集会	児童教育相談週間 友達いっぱいアンケート⑤	いじめ防止対策委員会 (家庭・地域・専門家連携) 教育相談日
3月	ソーシャルスキル トレーニング	小中挨拶運動 6年生送る会		いじめ防止対策委員会